

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 11 日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 眞 鍋 友 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 9 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 19 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 高知地方裁判所競売室
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 高知地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 23 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 9 月 11 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、上記期間入札において買受申出がないときは、特別売却に付します。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 高岡郡禰原町飯母 |
| | 地 番 | 3 0 1 7 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 4 . 6 2 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・雑種地 |
| 2 | 所 在 | 高岡郡禰原町飯母 |
| | 地 番 | 3 0 1 8 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 . 1 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 高岡郡禰原町飯母 |
| | 地 番 | 3 0 1 8 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 1 . 2 0 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 高岡郡禰原町飯母 |
| | 地 番 | 3 0 1 9 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 5 6 . 4 5 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・雑種地 |

物 件 目 録

- 5 所 在 高岡郡禰原町飯母
地 番 3 0 1 9 番 4
地 目 宅地
地 積 1 4 6 . 5 8 平方メートル
(現況)
地 目 宅地・雑種地
- 6 所 在 高岡郡禰原町飯母
地 番 3 0 2 0 番 2
地 目 宅地
地 積 7 . 8 0 平方メートル
- 7 所 在 高岡郡禰原町飯母
地 番 3 0 2 0 番 4
地 目 宅地
地 積 3 7 . 9 0 平方メートル
- 8 所 在 高岡郡禰原町飯母 3 0 1 9 番地 2、3 0 1 9 番地 4、
3 0 2 0 番地 4、3 0 1 7 番地 4、3 0 1 8 番地 1、
3 0 1 8 番地 4、3 0 2 0 番地 2、3 0 1 9 番地 2 先
家屋 番号 3 0 1 9 番 2
種 類 店舗
構 造 鉄骨造鋼板葺 2 階建

物 件 目 録

床 面 積	1階	240.44平方メートル
	2階	49.62平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 3 日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 東 信 義

1 不動産の表示 別紙物件目録記載のとおり

【物件番号 1 ～ 8】

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 8】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 8】

本件建物所有者会社が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 8】

本件建物につき、物件番号 2 及び 3 各土地の北側に接する売却対象外の土地（公図上の道）の敷地利用権はない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

1 所 在 高岡郡禰原町飯母
地 番 3 0 1 7 番 4
地 目 宅地
地 積 3 0 4 . 6 2 平方メートル
(現況)

地 目 宅地・雑種地

所有者 A

2 所 在 高岡郡禰原町飯母
地 番 3 0 1 8 番 1
地 目 宅地
地 積 2 8 . 1 8 平方メートル

所有者 A

3 所 在 高岡郡禰原町飯母
地 番 3 0 1 8 番 4
地 目 宅地
地 積 4 1 . 2 0 平方メートル

所有者 A

4 所 在 高岡郡禰原町飯母
地 番 3 0 1 9 番 2
地 目 宅地

物 件 目 録

地 積 4 5 6 . 4 5 平方メートル

(現況)

地 目 宅地・雑種地

所有者 A

5 所 在 高岡郡樺原町飯母

地 番 3 0 1 9 番 4

地 目 宅地

地 積 1 4 6 . 5 8 平方メートル

(現況)

地 目 宅地・雑種地

所有者 A

6 所 在 高岡郡樺原町飯母

地 番 3 0 2 0 番 2

地 目 宅地

地 積 7 . 8 0 平方メートル

所有者 A

7 所 在 高岡郡樺原町飯母

地 番 3 0 2 0 番 4

地 目 宅地

地 積 3 7 . 9 0 平方メートル

物 件 目 録

所有者 A

8 所 在 高岡郡樺原町飯母 3019 番地 2、3019 番地 4、
3020 番地 4、3017 番地 4、3018 番地 1、
3018 番地 4、3020 番地 2、3019 番地 2 先

家屋 番号 3019 番 2

種 類 店舗

構 造 鉄骨造鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 240.44 平方メートル
2 階 49.62 平方メートル

所有者 有限会社エムエフ企画

令和 8 年(ケ)第 5 号
令和 8 年 4 月 1 6 日受理
令和 8 年 7 月 1 日提出

現況調査報告書

高知地方裁判所

執行官 笹岡 雄彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 高岡郡檮原町飯母
地 番 3 0 1 7 番 4
地 目 宅地
地 積 3 0 4 . 6 2 平方メートル

所有者 A

2 所 在 高岡郡檮原町飯母
地 番 3 0 1 8 番 1
地 目 宅地
地 積 2 8 . 1 8 平方メートル

所有者 A

3 所 在 高岡郡檮原町飯母
地 番 3 0 1 8 番 4
地 目 宅地
地 積 4 1 . 2 0 平方メートル

所有者 A

4 所 在 高岡郡檮原町飯母
地 番 3 0 1 9 番 2
地 目 宅地
地 積 4 5 6 . 4 5 平方メートル

所有者 A

物 件 目 録

5 所 在 高岡郡禰原町飯母

地 番 3 0 1 9 番 4

地 目 宅地

地 積 1 4 6 . 5 8 平方メートル

所有者 A

6 所 在 高岡郡禰原町飯母

地 番 3 0 2 0 番 2

地 目 宅地

地 積 7 . 8 0 平方メートル

所有者 A

7 所 在 高岡郡禰原町飯母

地 番 3 0 2 0 番 4

地 目 宅地

地 積 3 7 . 9 0 平方メートル

所有者 A

8 所 在 高岡郡禰原町飯母 3 0 1 9 番地 2、3 0 1 9 番地 4、
3 0 2 0 番地 4、3 0 1 7 番地 4、3 0 1 8 番地 1、
3 0 1 8 番地 4、3 0 2 0 番地 2、3 0 1 9 番地 2 先

家屋 番号 3 0 1 9 番 2

種 類 店舗

物 件 目 録

構 造 鉄骨造鋼板葺2階建

床 面 積 1階 240.44平方メートル
2階 49.62平方メートル

所有者 有限会社エムエフ企画

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	高知県高岡郡梶原町飯母3018番地1		
土地	物件1ないし7		
現況地目	■宅地・雑種地（物件1, 4, 5） ■宅地（物件2, 3, 6, 7）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ■その他の者（有限会社エムエフ企画） 上記法人が、本土地上に下記建物を所有するほか、本土地の凡そ北西側の未舗装の法地（雑種地）に架高式デッキ（人工地盤）を設置するなどし、本土地を駐車場として使用し、占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件8		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（有限会社エムエフ企画） ☐ その他の者 上記法人が本建物をパチンコ店の店舗として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1ないし7関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■有限会社エムエフ企画 (物件8の建物所有者)	
占有状況		■敷地 ■駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(土地所有者兼占有者会社元取締役))の陳述／■提示文書(土地貸借契約書写し)の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成25年10月 1日	
最初の契約等	契約日	平成25年 9月27日	
	期間	平成25年10月 1日から ■令和25年 9月30日まで 30年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成 年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	■所有者 (A) ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 (有限会社エムエフ企画) ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎月金8万円 (毎月末日限り翌月分払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ■ある (■敷金24万円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	
相続によって貸主の地位がAに承継されたものとし、当初の賃貸借契約が引き続き有効に存続しているものと判断した。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈单独〉)

目的外土地の概況 (物件8関係)

所在地番	高岡郡樺原町飯母3018番1及び同3018番4の北側に接する公図上の道		
地目	■宅地 □山林 □雑種地 □畑 □田 □		
地積	不明(□全部 □約 平方メートル)		
所有者	□建物所有者 ■その他の者(国)		
その他の事項	上記「公図上の道」の位置及び範囲は現況上判然としない。関係人の陳述、公図、建物図面及び樺原町役場での調査結果から、上記道上に物件8の建物が存在することが推認される。 土地の使用状況(物件8の建物の敷地として使用)に鑑みて、現況地目を「宅地」とした。		
■関係人(■A(物件8の建物所有者会社元取締役))の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原	□所有権 □地上権 □賃借権 □使用借権 ■無権原		
占有開始時期	平成 2年 2月 7日		
最初の契約日	平成 年 月 日		
契約等期間	平成 年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新		
現在の契約等期間	平成 年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
契約等貸主	□土地所有者 □その他の者()		
当事者借主	□建物所有者 □その他の者()		
地代・支払時期等	毎 金 円(毎 限り 分支払)		
地代前払	□ない □ある(金 円 分まで)		
敷金・保証金	□ない □ある(□敷金 円 □保証金 円)		
特約等			
地代滞納	□ない □ある(平成 年 月 日現在 金 円)		
契約解除	□ない □ある()		
訴訟提起等	□ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 □ある □係属中 □終局()		
その他	※物件8の建物の登記記録に基づき、占有開始時期を上記のとおり認めた。		
執行官の意見	■上記のとおり □「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件 1 ないし 7 の各土地の所有者兼物件 8 の建物所有者会社元取締役)	- 物件 8 の建物が、公図上の道上に建っていることは知っています。 - 物件 1 ないし 7 の各土地は、公図上の道と一体となって、物件 8 の建物（パチンコ店）の敷地及びその駐車場として使用されています（以下、この一体土地を「当該一体地」という。）。 - 物件 8 の建物下に存在する公図上の道の使用権原はありません。 - 有限会社エムエフ企画（以下、単に「会社」という。）が平成 25 年 10 月 1 日から、物件 1 ないし 7 の各土地を賃借して使用しています。土地の使用に関する契約内容は、執行官に提示した土地賃貸借契約書写しのとおりです。この契約が締結されるまでは、会社が無償で土地を使用していました。土地の賃貸借契約は、相続によって貸主の地位が私に承継し、当初の契約が現在まで有効に存続しているものと理解しています。 - 土地を区画する縁石などの現況構築物と境界との位置関係が不明確であり、当該一体地の範囲は判然としませんし、物件 1 ないし 7 の各土地の範囲も判然としません。 - 当該一体地の南側から南西側にかけて設置された土留めコンクリートは、実際の境界とは一致していません。土留めコンクリートが境界よりも当該一体地側へ後退して設置されているため、境界はこのコンクリートの南側若しくは南西側（山側）にあると推測されます。 - 以前、件外 3017 番 5 の土地との境界をめぐり、当該地の所有者から指摘を受けた経緯があります。なお、その余の土地の境界については問題はありません。 - 当該一体地の凡そ北西側は、梶原川に向かって下り勾配の未舗装の法地になっています。駐車スペースを増設するため、会社が平成 13 年 8 月 1 日ころに法地部分に高架式デッキ（人工地盤）を設置しました。設置して 20 年以上が経過しますが、高架式デッキの強度等に問題はないと思います。 - 当該法地は当初からあったものであり、梶原川の浸食によって形成されたものではありません。河川の浸食による法地の削れはないと思います。 - 当該一体地の凡そ南側及び凡そ北東角付近には、四国電力の電柱が各 1 本設置されています。南西側の電柱は当該一体地内に設置されていますが、北東角付近の電柱が同一一体地内にあるのかどうかは不明です。 - 当該一体地の南側から南西側にかけての境界付近には、看板及び外灯が設置されています。外灯及び看板には基礎があります。 - 劣化解消のため、物件 8 の建物の屋根の塗装工事を 2 回実施しています。 1 階ホールに設置された、カウンター、島設備（貸し玉循環機、メダル自動補給機を含む）、天井埋め込み式エアコン、防犯カメラ設備は、容易に取り外すことができません。 - 物件 8 の建物には、梶原町管理の上下水道が引き込まれています。 - 物件 8 の建物にガス設備はありません。給湯設備は、灯油ボイラーを使用しています。 - 過去に 1 階ホールに雨漏りがありましたが、解消しています。 - 原因は不明ですが、1 階ホールのフロアタイルに一部亀裂が発生しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
	18 現状、物件8の建物に雨漏りやシロアリ被害はありません。 19 本件不動産において、事件・事故及び災害による被害はありません。 20 費用負担や人員確保が困難であるため、当方及び会社側で本件不動産内に存在する動産類を撤去・処分することはできません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2ないし4枚目記載のとおり認めた（高架式デッキの設置状況、関係人の陳述及び土地全体の現況を総合的に勘案、推認した結果、物件1ないし7の各土地の現況地目を2枚目記載のとおり認めたが、当該一体地を構成する各土地相互の境界は判然としないうえに、高架式デッキの存在により、法地部分の位置及び範囲が不明確であり、実際の現況地目と相違する可能性がある。現状の地目認定には不確定な要素が残る。）。
- 2 本件不動産の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 3 法務局には次の図面が備え付けられている。
 - (1) 物件1及び3ないし7の各土地の地積測量図（物件1、4及び6の各土地の各測量図は精度に課題があると思料する。）
 - (2) 物件2の土地について、件外3018番3の土地分筆時の残地としての地積測量図
 - (3) 物件1ないし7の各土地にかかる法第14条第1項地図（地籍図）
- 4 当該一体地の北西側の未舗装の法地には高架式デッキが設置されている。当該一体地のその他の部分は物件8の建物の敷地になっており、当該一体地は、全体として物件8の建物の敷地及びその駐車場として使用されている。当該一体地を形成する各土地相互の境界は判然とせず、当該一体地の境界と土地を区画する現況構築物との位置関係も不明確であるため、物件1ないし7の各土地の範囲は下記東側国道との境界を除き現況上判然としない。物件1ないし7の各土地の範囲確定にあたっては、本来境界確定協議を要するものの、同所が上記法第14条第1項地図（地籍図）の備付エリアであることから、同地図に基づく現地測量により、その範囲を特定することは可能であると思料する。
- 5 現況、梶原町役場での調査結果、法第14条第1項地図、建物図面を総合的に勘案すると、物件8の建物は、当該一体地内に存在する「公図上の道」上に建築されていることが推認される。上記「公図上の道」を建物の敷地として使用するには、原則として当該道の払下げ（用途廃止）の手続を受ける必要がある（梶原町役場担当職員によると、現地での使用状況を鑑みると当該「公図上の道」は用途廃止が見込まれるため、払下げの手続は可能であるとのことである。）。

なお、上記「公図上の道」の使用権原を取得できない場合、建物の一部または全部の収去を求められるリスクがあるため、買受希望者に対し、梶原町役場にて払下げの手続や可否等について事前に確認することを推奨する。
- 6 梶原町役場での調査によると、
 - (1) 物件1ないし7の各土地は、いずれも都市計画区域外に所在し、当該一体地の東側に接面する道路は、国道である。
 - (2) 上記国道に梶原町管理の上下水道が整備されており、物件8の建物には上下水道が引き込み済みである。
 - (3) 当該一体地は、「四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に基づく回廊地区及び「梶原町景観計画」に基づく第1種地区（四万十川区域）に該当する。担当職員によれば、上記地区内において土地の開発や建築物等の新築・増築・改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合、条例及び景観計画による行為制限の対象となるため、所定の許可（または届出）が必要になるとのことである。買受希望者において、許可（または届出）の対象となる行為や制限の詳細について事前に確認することを推奨する。
- 7 高知県土木部防災砂防課での調査によると、当該一体地は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地）に該当しているとのことである。開発行為や建築物の構造に制限が伴うため、買受希望者において、事前に詳細を確認することを推奨する。
- 8 詳細は確認できないが、当該一体地の法地部分が、建築基準法及び高知県建築基準法施行条例に基づく「がけ地」に該当することが考えられる。「がけ地」に該当する場合、擁壁の設置や建築物に特別な構造が義務付けられていることに留意を要する。
- 9 当該一体地に設置された高架式デッキは、設置状況から土地の定着物と認めた（なお、関係人の陳述によれば設置後20年以上が経過していることがうかがわれるため、経年劣化等による強度や構造上の問題が潜在している可能性は否定できないと思料する。）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 10 当該一体地に設置された外灯、看板及びサイクルポートは、設置状況から、いずれも土地の定着物と認めた。
- 11 当該一体地の凡そ南側には四国電力の電柱が1本設置されている（なお、当該一体地の北東角付近にも四国電力の電柱が設置されているが、関係人の陳述及び現況からすれば、当該電柱は、当該一体地内に設置されていない可能性が高いと思料する。）。
- 12 登記記録によれば、物件8の建物は、築後約36年が経過する建物であることがうかがわれる。内外装全般において劣化・損傷・汚損が見受けられるため、補修工事の実施が妥当であると思料する。建物の状態などについては、関係人の陳述を必ず参照されたいが、なお、確認できる範囲で以下のとおり補足する。
- (1) 建物の凡そ南西側に設置の北側の差掛けは、設置状況及び効用から、建物の附合物若しくは従物と認めた。
- (2) カウンター、島設備（貸し玉循環機、メダル自動補給機を含む）、天井埋め込み式エアコン、防犯カメラ設備は、設置状況から、いずれも建物の附合物と認めた。
- (3) 目視上、顕著な雨漏りやシロアリ被害は認められないが、構造上隠れた部分に被害が潜在している可能性は否定できないと思料する。
- 13 本件不動産には大量の動産類が存在しており、買受人は、その撤去・処分に多額の費用負担を余儀なくされる可能性が極めて高い状況である。買受希望者は、この事情をあらかじめ十分考慮のうえ、入札を検討する必要がある。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月16日(木) 15:00-15:30	高知地方裁判所	記録調査
令和8年4月16日(木) 16:40-17:00	高知地方法務局	公図公簿等調査
令和8年4月17日(金) 13:50-14:00	高知地方法務局	公図公簿等調査
令和8年4月22日(水) 14:30-14:50	高知地方法務局 須崎支局	公簿等調査
令和8年4月24日(金) 9:50-10:00	高知地方法務局 須崎支局	公簿等調査
令和8年4月24日(金) 11:00-11:40	梶原町役場	公法上の規制等調査、土地所在調査、上下水道整備状況調査
令和8年4月24日(金) 13:10-14:25	物件所在地	接道外観等調査(写真撮影)、占有関係等調査(Aと面談)
令和8年5月19日(火) 10:20-10:25	高知県庁	公法上の規制等調査
令和8年5月22日(金) 8:30-9:50	物件所在地	立入調査(写真撮影、Aと面談)

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

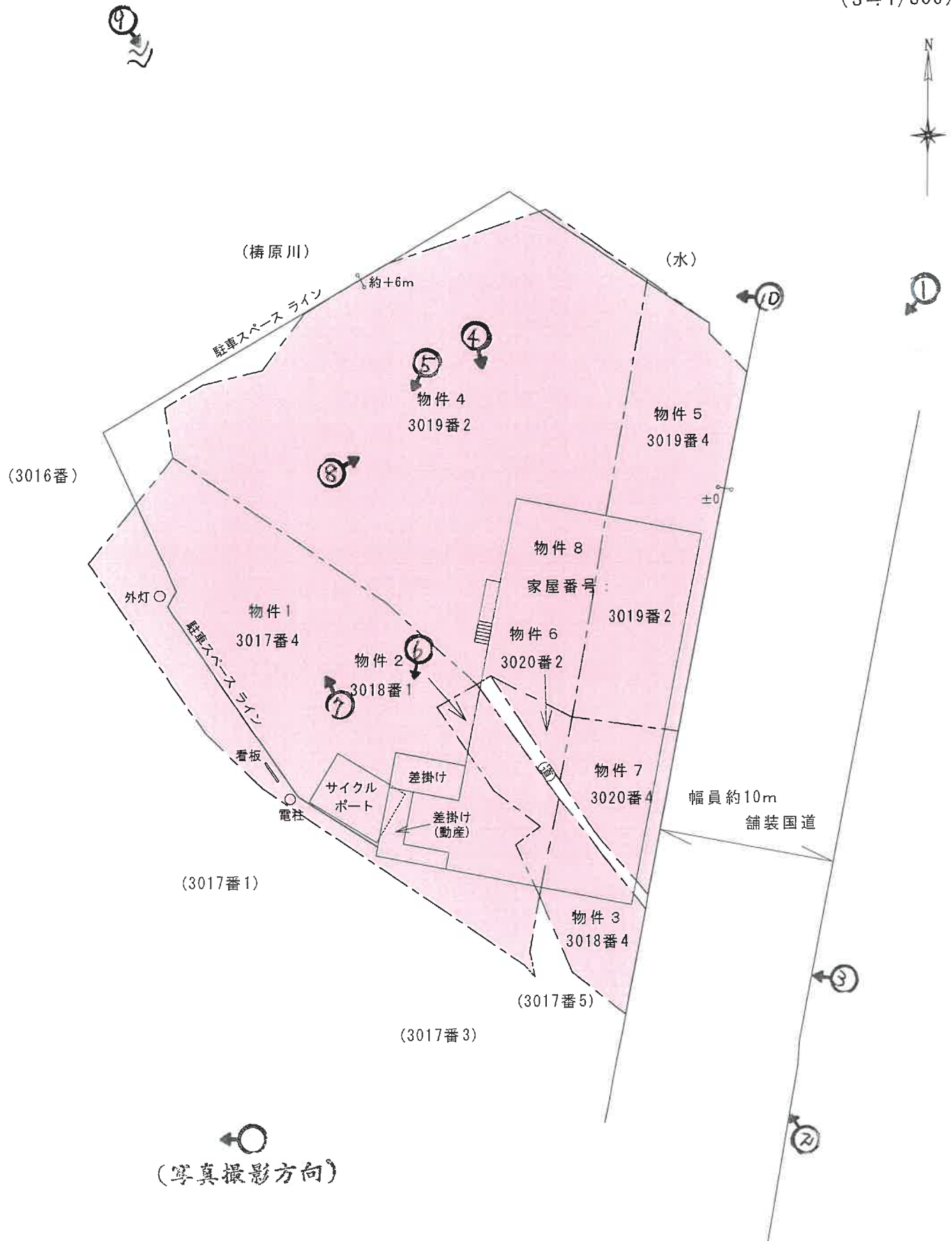
休日・夜間執行許可の提示をした。

5

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

(S≒1/300)

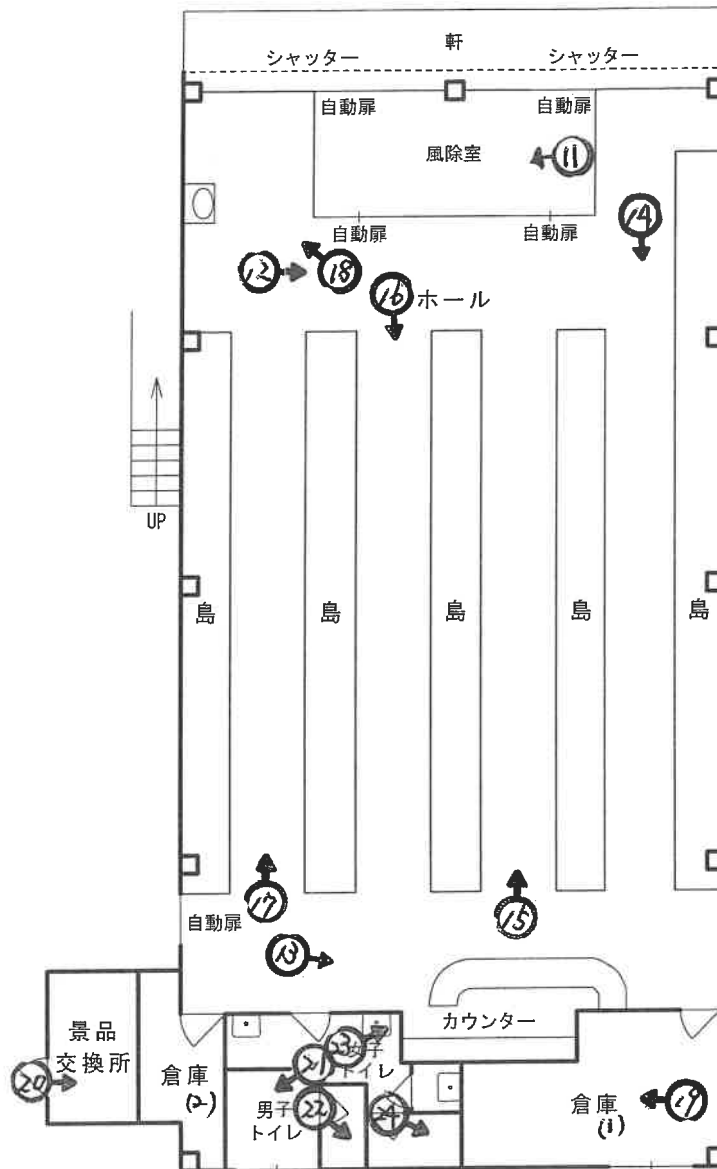


建物間取図

(S≒1/150)

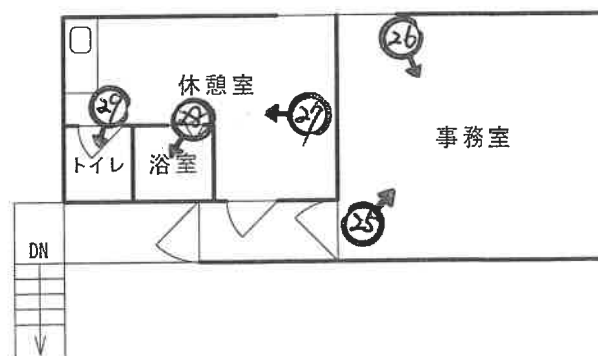
物件 8

家屋番号：3019番2



1 階

←○
(写真撮影方向)



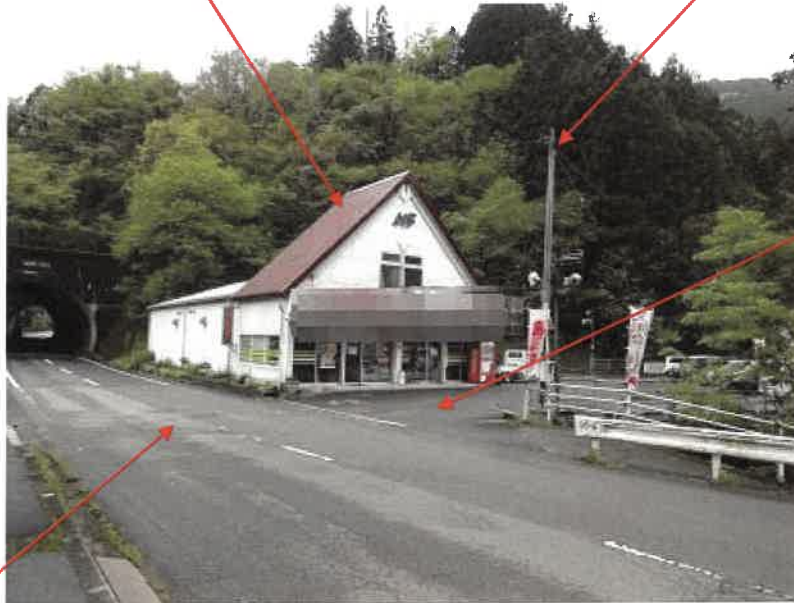
2 階

(// 枚目)

1

物件8

電柱（四国電力）



国道

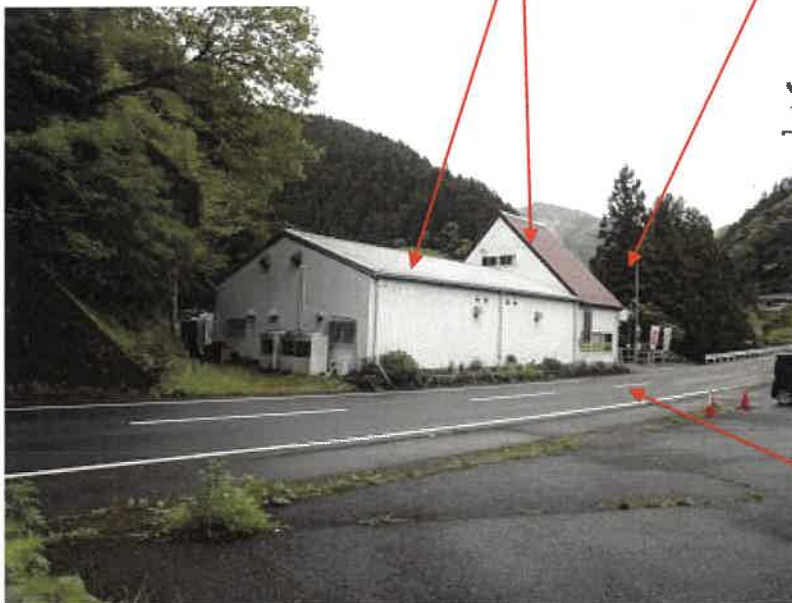
本件不動産

公図、梶原町役場での調査結果、関係人の陳述及び現況などから、物件1ないし7の各土地及び公図上の道で構成されることがうかがわれる一体土地
(以下「当該一体地」と表示する。)

2

物件8

電柱（四国電力）



国道

本件不動産

3

物件 8



本件不動産

国道

4

物件 8

2階へ通じる外階段



本件不動産

当該一体地

5

電柱（四国電力）

看板

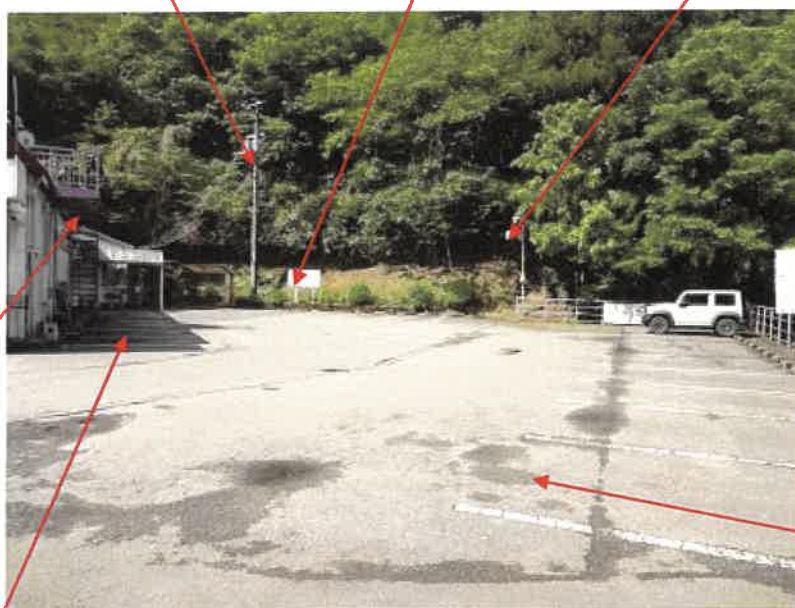
外灯

2階へ通じる外階段

当該一体地

本件不動産

高架式デッキの設置
が推認される部分



6

差掛け

サイクルポート

電柱（四国電力）

物件 8

本件不動産

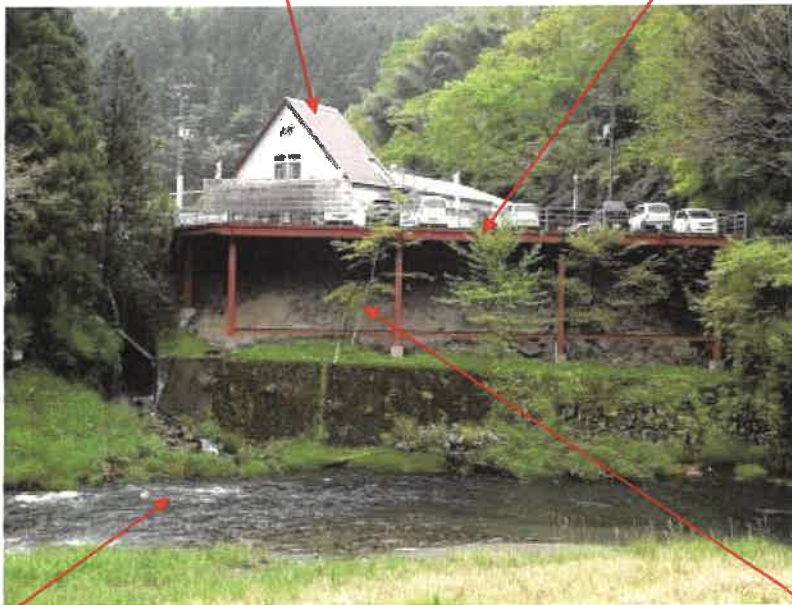




9

物件 8

高架式デッキ



梶原川

本件不動産

当該一体地（法地）

10

高架式デッキ



梶原川

本件不動産

当該一体地（法地）

11



物件8の建物内（1階風除室）

12



1階ホール

（17枚目）

13



カウンター

1 階ホール

14



1 階ホール

(18枚目)

15



1 階ホール

16



1 階ホール

(19枚目)

17



1 階ホール

18



1 階ホール

(20枚目)

19



1 階倉庫(1)

20



1 階景品交換所

(2 1 枚目)

21



1階男子トイレ

22



1階男子トイレ

(2 2 枚目)

23



1階女子トイレ

24



1階女子トイレ

(23枚目)

25



2階事務室

26



2階事務室

(24枚目)

27



2階休憩室

28



2階浴室

(25枚目)



2階トイレ

令和8年 (ケ) 第 5 号
令和8年 5月 22日 現 地 調 査
令和8年 6月 25日 評 価

高知地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
清 水 卓

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,870,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 720,000 円
物件2（土地）	金 70,000 円
物件3（土地）	金 100,000 円
物件4（土地）	金 1,080,000 円
物件5（土地）	金 350,000 円
物件6（土地）	金 20,000 円
物件7（土地）	金 90,000 円
物件8（建物）	金 5,440,000 円

- 1 一括価格は、物件1～8の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～7の内訳価格は物件8のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件8の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	高岡郡檮原町飯母 3017番4 宅地 304.62m ²	宅地、雑種地
2	所 在 地 番 地 目 地 積	高岡郡檮原町飯母 3018番1 宅地 28.18m ²	
3	所 在 地 番 地 目 地 積	高岡郡檮原町飯母 3018番4 宅地 41.20m ²	
4	所 在 地 番 地 目 地 積	高岡郡檮原町飯母 3019番2 宅地 456.45m ²	宅地、雑種地
5	所 在 地 番 地 目 地 積	高岡郡檮原町飯母 3019番4 宅地 146.58m ²	宅地、雑種地
6	所 在 地 番 地 目 地 積	高岡郡檮原町飯母 3020番2 宅地 7.80m ²	
7	所 在 地 番 地 目 地 積	高岡郡檮原町飯母 3020番4 宅地 37.90m ²	
主である建物の表示			
8	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	高岡郡檮原町飯母3019番地2、3019番地4、 3020番地4、3017番地4、3018番地1、3018 番地4、3020番地2、3019番地2先 3019番2 店舗 鉄骨造鋼板葺2階建 1階 240.44m ² 2階 49.62m ²	

番号	特記事項
	① 物件1～7土地は、物件2・3土地と物件6・7土地の間に存する公図上の道と共に一体地を形成しており、物件8建物の敷地等として利用されている。 当該一体地と周囲の土地との境界は東側国道との境界を除き判然としないほか、物件1～7土地、公図上の道各々の境界についても不明である。 また、上記一体地の南側に存する件外土地（3017番5）についても位置及び境界が不明であり、件外土地が当該一体地に含まれている可能性は否定できない。 法務局に不動産登記法第14条地図が備え付けられていることから、計測等による復元が可能であると思料する。 ② 上記一体地のうち、北西側は法面部分となっており、物件1、物件4、物件5土地の現況は一部、雑種地であると思料される。 ③ 物件1～7土地上には、フェンス、差掛け、サイクルポート等が存するが独立した市場価値を有しないものと判断した。

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1～7)

位 置・交 通	J R土讃線「須崎」駅 の 西方約 44.2 k m (道路距離) 「葛藪下」バス停 の 北東方約 270 m (道路距離)	
付 近 の 状 況	梶原町中心部近郊の国道沿道に店舗、事業所、住宅等が見られる地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規 制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 － 特記事項⑤、⑥参照
画 地 条 件	規 模 : 1022.73 m ² (登記数量) 規模は周囲の画地に比して、過大である。 形 状 : やや不整形地 間 口 × 奥 行 : 約37m × 約31.5m 接面道路との関係 : 東側国道に略等高に接面する中間画地である。	
接面道路の状況	東 : 幅員約10m舗装国道	
土地の利用状況等	利 用 現 況 : 物件8建物の敷地等として利用されている。 隣接地の状況 : (東側) 国道 (西側) 河川等 (南側) 山林等 (北側) 水路等	
供 給 処 理 施 設	上水道 あり (特記事項①参照) ガス配管 なし 下水道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の 本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込 が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に 施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。 「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給 処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将 来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	① 物件1～7土地及び公図上の道からなる一体地の東方に存する国道 に上水道の本管が敷設されている。 ② 物件1～7土地は物件8建物の所有を目的として賃貸借に供されて いる。(賃貸借契約内容は現況調査報告書参照) ③ 本件一体地の北西側は未舗装の法面部分であり、その上には高架 式デッキ(人工地盤)が設置されている。 上記法面は建築基準法及び高知県建築基準法施行条例(がけ地条 例)に基づく「がけ地」に該当する可能性を有する。がけ地に該当 する場合には、安全な擁壁の設置や建築物の構造を強固な構造にす る必要が生じる。	

- ④ 物件8建物の建物図面及び公図によれば、当該建物が建築されている3018番1（物件2）・3018番4（物件3）と、3020番2（物件6）・3020番4（物件7）の間には公図上道が存する。各物件と公図上の道各々の境界は明らかでないものの、対象建物は公図上の道上に建築されている。関係人によれば、物件8建物の敷地となっている公図上道部分についての占用許可は受けていないとの事である。
物件8建物は公図上道上に建築されているため、建物敷地として利用するためには原則として当該道の払下げを受ける必要がある。買受希望者は事前に梶原町役場にて払下げの可否や手続きについて確認する必要がある。
- ⑤ 本件一体地は、南側に山林が迫り、一部、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域(急傾斜地)に指定されている。開発行為や建築物の構造に制限が伴うため、買受希望者は、事前に高知県土木部防災砂防課へ確認されたい。
- ⑥ 本件一体地は、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(四万十川条例)」にかかる回廊地区、及び「梶原町景観計画」にかかる第1種地区(四万十川区域)に所在する。当該各地区において土地の開発行為や建築物、工作物の新築や増改築等を行う場合には制限が伴い、知事の許可や事前の届出等が必要となる。
- ⑦ 対象土地の土壤汚染について、閉鎖登記簿及び住宅地図を調査した結果、土壤汚染対策法第3条に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業地の敷地であった履歴を有する土地を含まない。ただし、現地での土壤汚染調査を実施していないため、土壤汚染の有無については不明である。
- ⑧ 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。

2 建物の概況及び利用状況（物件8）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成2年2月7日新築 経過年数 約 36 年 経済的残存耐用年数 4 年
仕 様	構 造： 鉄骨2階建 屋 根： 鋼板葺 外 壁： 鋼板 外 内 壁： ビニール系化粧板張り、ビニルクロス 外 天 井： ビニール系化粧板張り、石膏ボード 外 床： ビニール系床タイル、ビニール系床シート 外 設 備： 事務室、休憩室、トイレ、島設備 外 その他： 特になし
床 面 積 （ 現 況 ）	1階 240.44m ² 2階 49.62m ² 延 290.06m ²
現 況 用 途 等	階 層： 2階建 現況用途： 店舗 間取り： （別紙間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	① 物件3建物は、建築後35年以上を経過しており、建物全体的に経年による劣化及び損耗箇所が見られる。 ② 関係人の陳述等から建物内に大量の設備、備品が残置され、撤去を余儀なくされる可能性が極めて高い。 ③ 現地調査時において、雨漏り及びシロアリによる被害の痕跡等は見受けられなかったものの、可能性は否定できない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

- ・ 建付地価格（物件1～7）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修正率 オ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1	20,200	0.51	304.62	0.90	1.00	2,820,000
2			28.18			260,000
3			41.20			380,000
4			456.45			4,230,000
5			146.58			1,360,000
6			7.80			70,000
7			37.90			350,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 構原（県）-1

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $22,300 \text{ 円/㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/110.0 \div 20,200 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：なし

◇ 地域格差：街路、接近、環境、行政条件等を考慮した。

イ 個別格差：形状、地積過大、地勢等、隣接不動産の状態、土砂災害特別警戒区域等に該当、画地内に公園上の道が介在すること等を考慮した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物の現況を考慮した。

オ 市場性修正：1.00

- ・ 建物価格（物件8）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	市場性 修正 エ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
8	200,000	290.06	0.102	1.00	5,920,000

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 市場性修正：1.00

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

・ 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ
1	2,820,000	0.50	法定地上権	1,410,000
2	260,000	0.50	法定地上権	130,000
3	380,000	0.50	法定地上権	190,000
4	4,230,000	0.50	法定地上権	2,120,000
5	1,360,000	0.50	法定地上権	680,000
6	70,000	0.50	法定地上権	40,000
7	350,000	0.50	法定地上権	180,000
土地利用権等価格計				4,750,000

・ 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	2,820,000	－1,410,000	－	0.85	0.6	720,000
2	260,000	－130,000	－			70,000
3	380,000	－190,000	－			100,000
4	4,230,000	－2,120,000	－			1,080,000
5	1,360,000	－680,000	－			350,000
6	70,000	－40,000	－			20,000
7	350,000	－180,000	－			90,000
8	5,920,000	＋4,750,000	－			5,440,000
一括価格 (合計)						7,870,000

- ウ 占有減価修正： 考慮不要
- エ 市場性修正： 0.85 （対象土地は埴原川や山林に隣接する、法面を多く含む規模が大きい画地である。また、対象土地に公図上の道が介在しており、当該道上に対象建物が建築されているため、当該道路部分について払下げ等の手続きを必要とする。その他、対象建物内に設備、備品等が残置される可能性が極めて高いこと等に起因する市場性の減退を考慮した。）
- オ 競売市場修正： 「第2 評価の条件」記載の競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 [檜原(県)-1]

所 在 : 高岡郡檜原町檜原1439番9
価 格 : 22,300 円/㎡
位 置 : JR須崎駅の西方約44km
四ツ角バス停まで約230m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 209㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東3.7m町道
用途指定等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い利便性の良い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 3,877,812 円
物件2 358,731 円
物件3 541,368 円
物件4 5,810,608 円
物件5 1,926,061 円
物件6 102,492 円
物件7 498,006 円
物件8 9,001,248 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。

決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

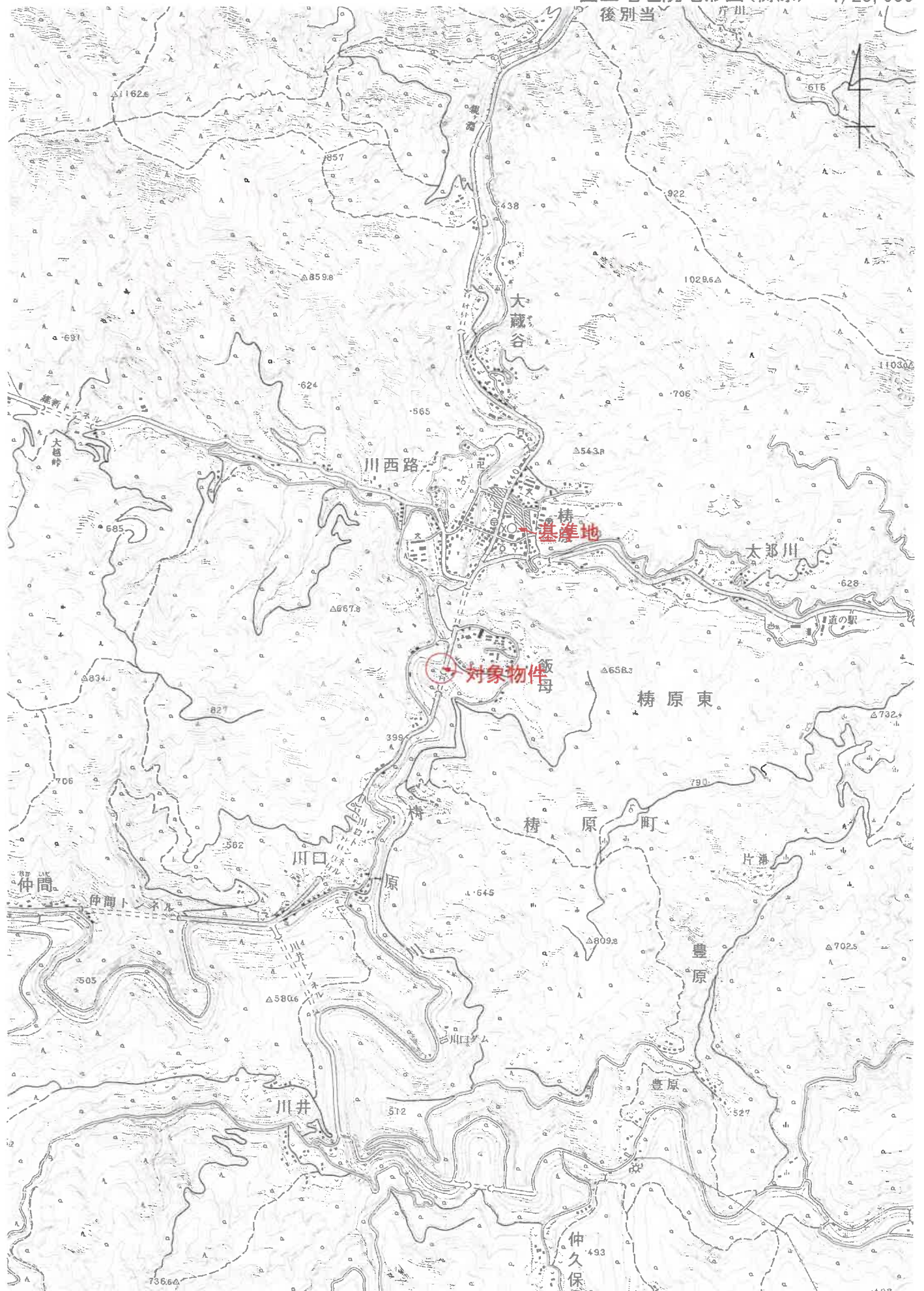
第7 附属資料の表示

- 1 所在位置略図
- 2 所在地指摘図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 建物間取図

以 上

所在位置略図

国土地理院地形図(栲原) 1/25,000

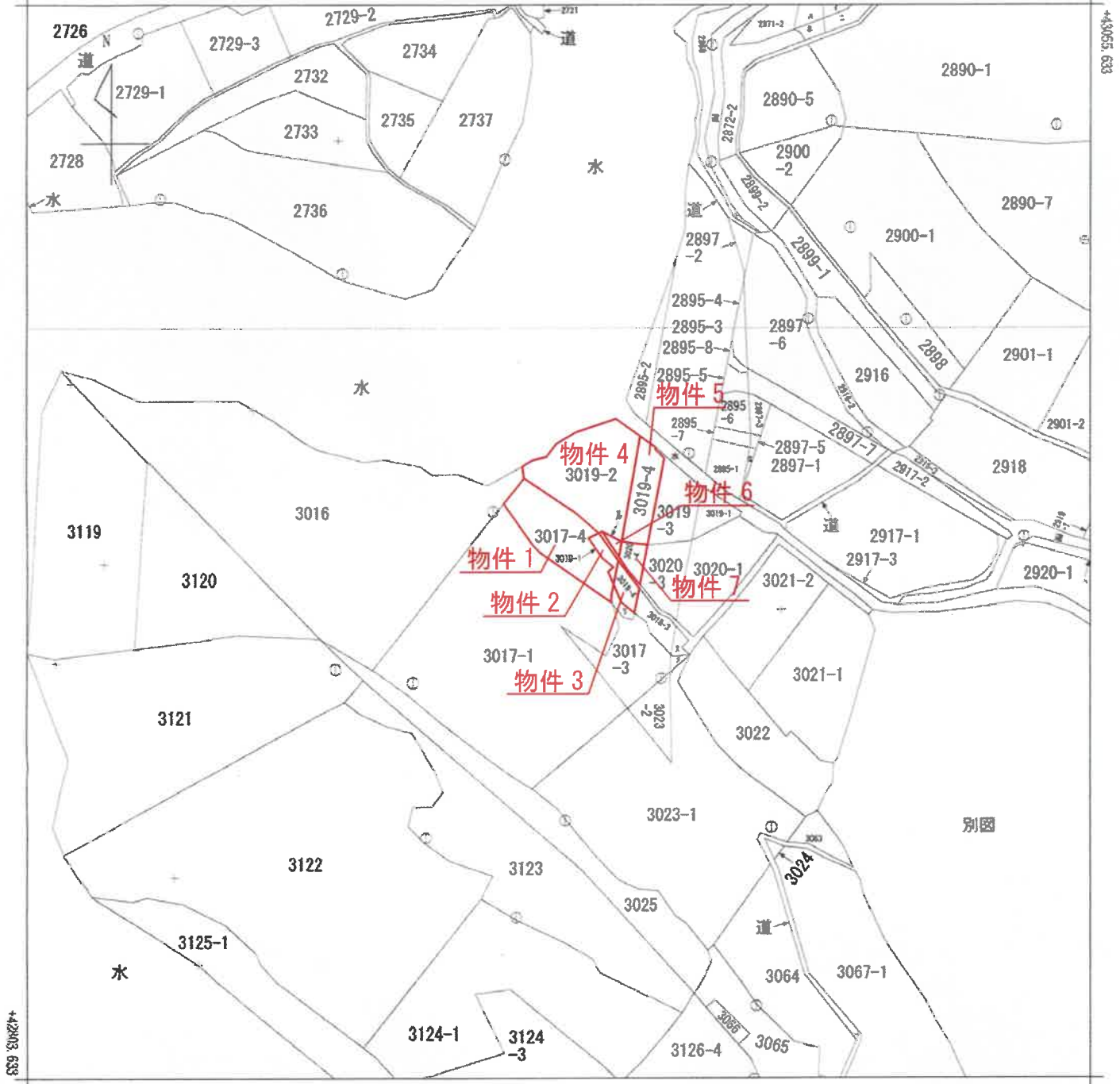


公図写

イ 2871-1 2897-4 ハ 2871-3 2872-1 ホ 2872-3 2920-2 ト 2920-4 2896 ニ 3017-5 3018-2 ヘ 3020-2 3017-2

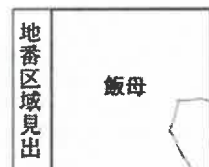
(座標値種別：測量成果)

-53517.461



-53767.461

(座標値種別：測量成果)



請求部	所 在	高岡郡礪波町飯母					地 番	3017番4		
出力縮尺	1/1000	精 度 区 分	乙二	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和39年3月				備付年月日(原図)	平成2年3月26日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

※A4判に縮小

(高知地方方法務局須崎支局管轄)

令和8年4月17日

高知地方方法務局

登記官

請求番号：6-1

(1/1)

登記年月日：平成1年6月27日

400196

L NO 07853

前3017-1 後3017-1-4

地積測量図

地番 3017-4, 3017-1

土地の所在 高知郡橋原町飯坂

全図

縮尺 1/1000

求積

② 3017-4

番号	長さ	高さ	積
①	18.6	0.3	5.58
②	18.2	2.9	52.78
③	17.2	2.3	39.56
④	16.4	1.0	16.40
⑤	16.4	1.6	26.24
⑥	17.2	2.4	41.28
⑦	17.2	3.9	67.08
⑧	16.0	0.9	14.40
⑨	16.0	4.1	65.60
⑩	19.2	8.0	153.60
⑪	19.2	6.6	126.72
計			609.24
1/2			304.62
地積			304

① 3017-1

$2.440 - 304.62 = 2135.38$
地積 = 2135

物件1関係分

※A4判に縮小

作製者

申請人

縮尺

(高知県土地家屋調査士会)

平成1年6月27日作製

平成1年6月27日

地積測量図写

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(高知地方法務局須崎支局管轄)

令和8年4月17日

高知地方法務局

登記官

地積測量図写

登記年月日：昭和50年12月10日

前 3018 後 3018-1 (街)
-2, -3

400198

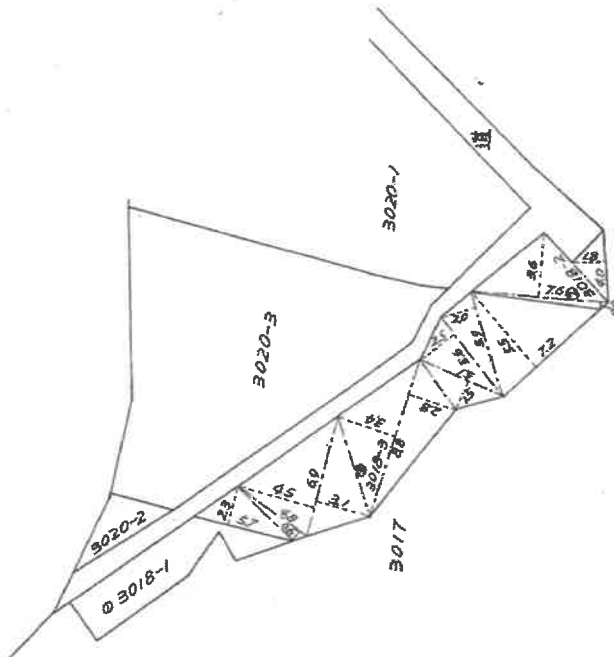
地 積 測 量 図

地 番	3018-1 3018-2, 3018-3
土地の所在	高岡郡 埴原町 埴原東

作 製 年 月 日
昭和 50 年 12 月 10 日

作 製 者

嘱 託 者



米 積

③ 3018-2

76 x 44 = 3,04

76 x 36 = 27,36

40 x 18 = 7,20

3760 x $\frac{1}{2}$ = 18,80

米 積

③ 3018-3

5,7 x 2,3 = 13,11

4,8 x 0,6 = 2,88

6,9 x 4,5 = 31,05

6,9 x 3,1 = 21,39

8,8 x 3,4 = 29,92

8,8 x 2,8 = 24,64

5,1 x 1,5 = 7,65

5,6 x 2,5 = 14,00

5,9 x 2,0 = 11,80

7,2 x 5,5 = 39,60

196,04 x $\frac{1}{2}$ = 98,02

物件 2 関係分

縮 尺	m $\frac{1}{300}$
-----	-------------------

平成 50 年 12 月 10 日登記

※A 4 判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(高知地方方法務局須崎支局管轄)

令和 8 年 4 月 17 日

高知地方方法務局

登記官

請求番号：6-3

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(高知地方方法務局須崎支局管轄)

前 3018-3 後 3018-3 ⑦
-4

400139

地 積 測 量 図

3018-3
3018-4

地 番

土地の所在 高岡郡橋原町飯母 /

座標法面積計算

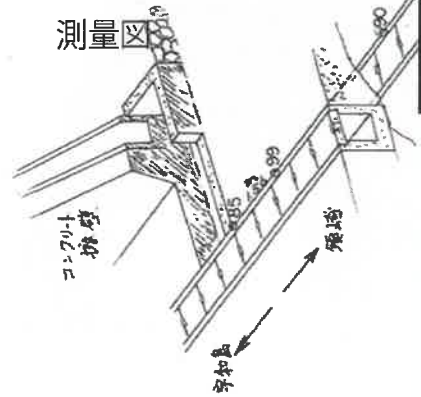
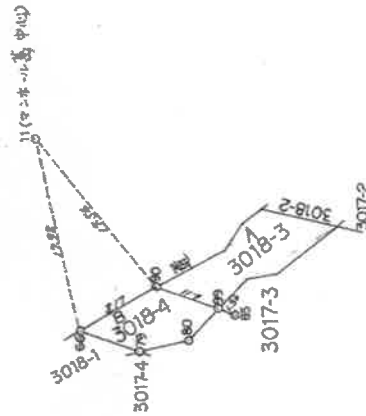
地番(B) 3018-4 NO	座標 X	座標 Y	辺長	測 量
86	189.000	180.600	8.17	66 90
90 鉄、コンクリート	181.905	184.652	8.11	90- 99
99	176.184	182.617	3.94	98- 80
80	178.800	179.800	4.82	80- 78
79	183.408	178.778	5.88	78- 68
倍面積	82.416317		坪	12.46
面積	41.2081585		地積	41m2

地番(A) 3018 -3 残地計算

元地面積	合計面積	残地面積
98.020000	41.2081585	56.8118415
	地積	56m2 7

公式 $S = \frac{1}{2} \sum X_i(Y_{i+1} - Y_{i-1})$
使用機種 SHARP MZ-6500 MODEL 2

座標点座標値
NO 座標 X Y
11 マンホール蓋中心 183.182 198.084



物件3関係分

※A4判に縮小

作製者

(昭和元年 6月27日作製)

嘱託者

縮尺

1/500

昭和11年11月27日登記

登記年月日：昭和62年1月14日

（高知地方裁判所第10支部）
 令和8年4月17日 高知地方裁判所
 これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

登記官

請求番号：6-6

地積測量図

地番	3019-3 3019番4
土地の所在	高岡郡橋原町飯母

400201 前3019-3 後3019-3 ①②
-4

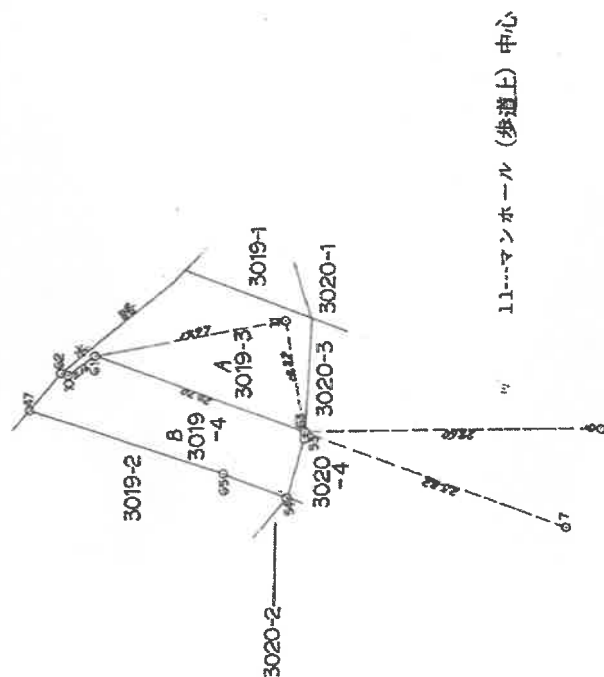
メジセキ ケイサジ (ヤヒヨウホー)

チバジ	メジ	セキ	ケイサジ	ヤヒヨウホー
NQ	X	Y	XN*(YN+1-YN-1)	L
62	213.956	193.204	664.761292	4.492
10	213.398	193.007	369.178540	0.592
61	210.889	194.934	-1050.648998	3.164
63	191.370	188.025	-1422.644580	20.708
53	181.400	187.500	-1128.260000	0.528
54	193.002	182.125	-617.606400	5.609
65	199.000	184.300	1542.225000	6.380
47	217.000	189.900	1932.168000	18.851

パ イメジセキ 293.172854
 メジセキ 146.5884270
 チセキ 146. M2

チバジ (A) 3019 - 3

メジセキ 313.6150000
 チセキ 167.02 M2



橋原町上ツツ知島側を流す



NQ	X	Y
6	163.770	188.527
7	166.962	179.584
11	193.192	198.084

物件5関係分

※A4判に縮小

作製者

(昭和61年12月10日作成)

申請人

縮尺 1/500

平成62年 / 月 / 日 登記

地積測量図

登記年月日：昭和50年12月10日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(高知地方方法務局須崎支局管轄)
令和8年4月17日 高知地方方法務局

登記官

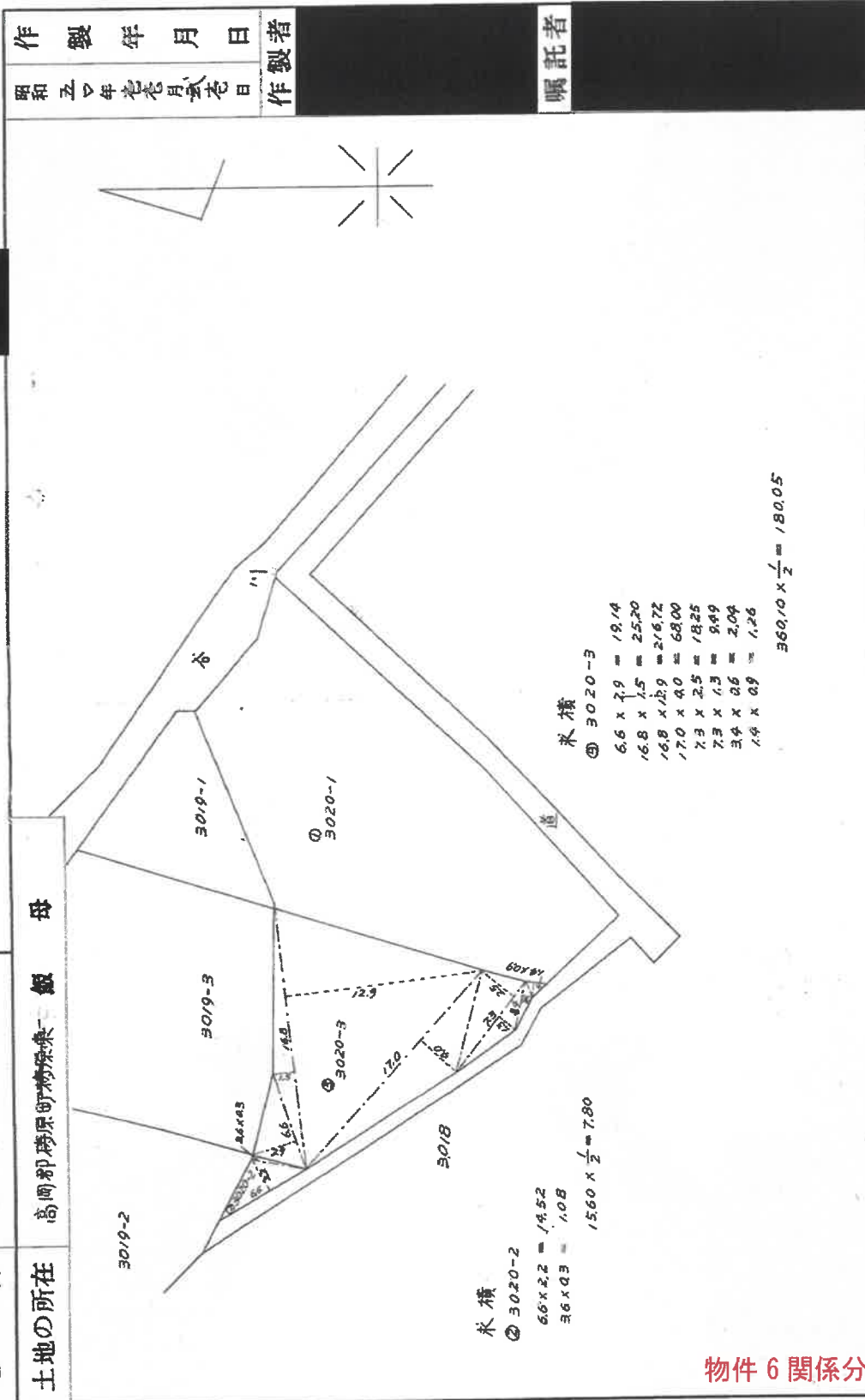
請求番号：6-7

前 3020 後 3020-1 ④
-2.-3

400202

地番	3020-1 3020-2, 3020-3
土地の所在	高知郡高知市須崎支局管轄

地積測量図



物件 6 関係分

※A4判に縮小

平成50年12月10日登記

縮尺	1/300
----	-------

登記年月日：昭和62年1月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(高知地方方法務局須賀支局管轄)
令和8年4月17日 高知地方方法務局

400203 前 3020-3 松 3020-3 -4

地 番 3020-3 3020番4

土地の所在 高知縣幡原町観母

メジセキ ケイサツ (サヒヨウホー)

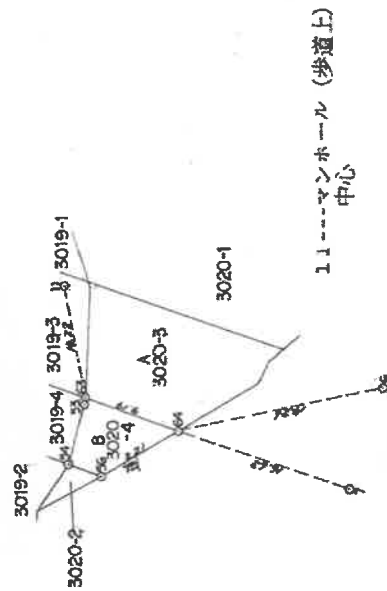
チバツ	(B) 3020 - 4	X	Y	XM*(YN+1-YN-1)	L
N0					
53		191.400	187.500	1128.260000	5.609
63		191.370	188.025	-486.653910	0.526
64		182.705	184.957	-1283.502625	9.192
56		189.900	181.000	-537.796800	8.211
54		193.002	182.125	1254.513000	3.300

メイメジセキ 75.819685
メジセキ 37.9098325
チセキ 37. M2

サツチ ケイサツ

チバツ (R) 3020 - 3

モトチメジセキ 180.0500000



尺	X	Y
6	163.770	188.627
7	166.962	179.584
11	193.192	196.084

物件7 関係3

※A4判に縮小

作製者

(昭和61年12月10日作製)

申請人

縮尺 1/500

平成 62年 / 月 / 日 登記

登記年月日：平成22年2月20日

450052
I NO 08162

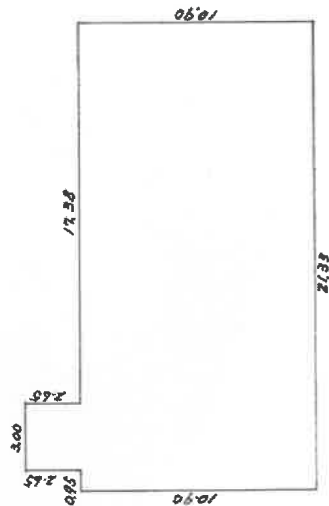
各階平面図

家屋番号 3019-2

建物図面

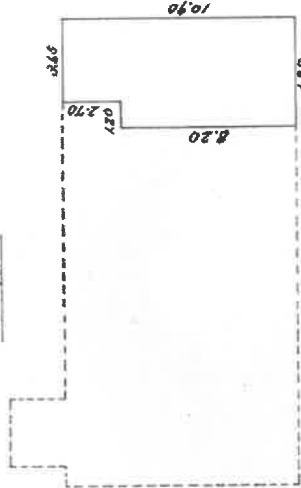
建物の所在
高知県高岡郡高岡町新田 3019番地2, 3019番地4, 3020番地2, 3020番地4, 3017番地2, 3017番地4, 3018番地1, 3018番地4, 3020番地2, 3017番地2, 3017番地4

1階



1階床面積 = $2.65 \times 3.00 + 10.90 \times 21.33 = 240.44 \text{ m}^2$
床面積 = 240.44

2階



2階床面積 = $2.70 \times 3.65 + 8.20 \times 4.85 = 49.625 \text{ m}^2$
床面積 = 49.62

物件8関係分

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

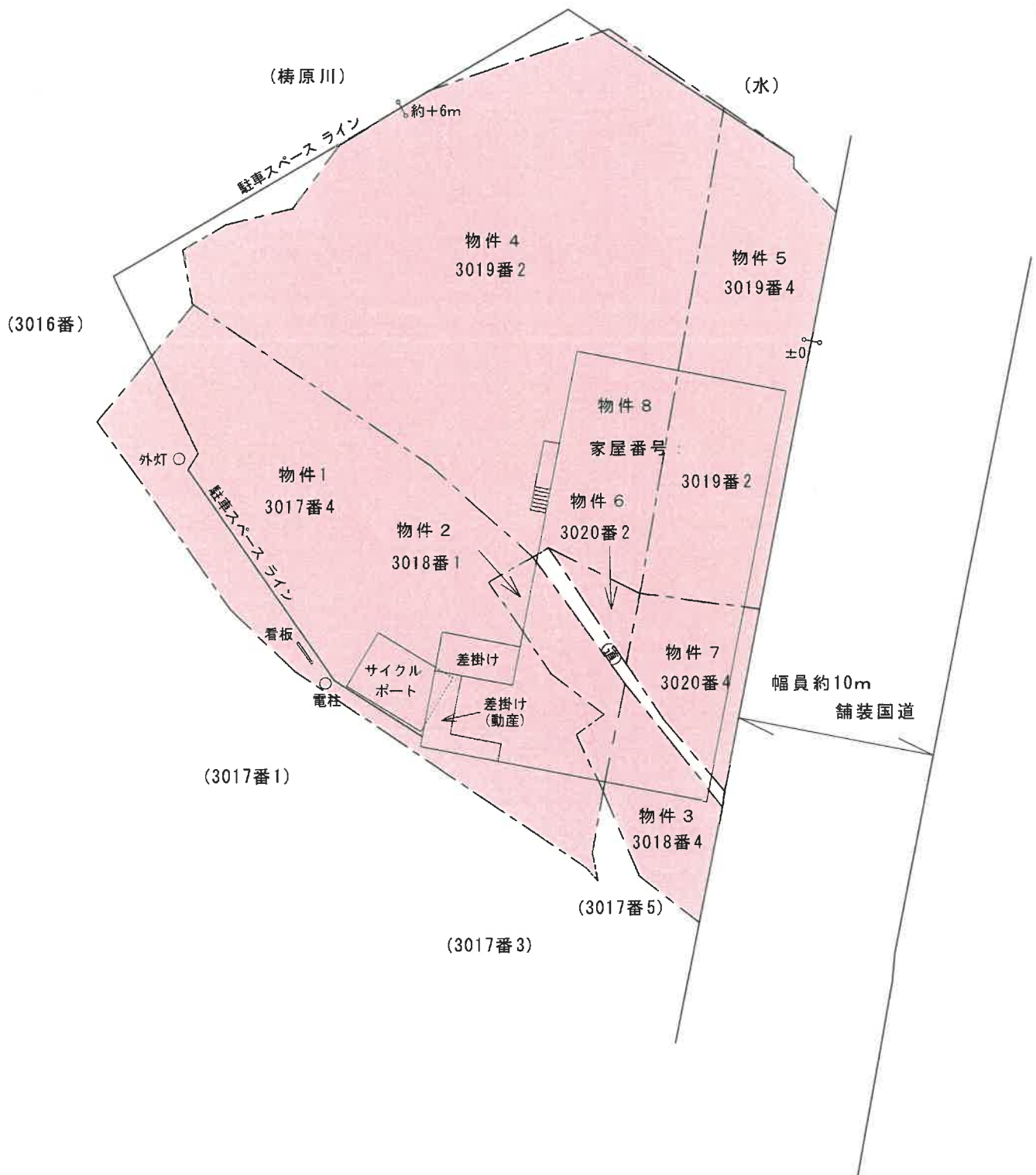
(高知県土地家屋調査士会)

平成22年2月20日登記

※A4判に縮小

土地建物位置関係図

(S≒1/300)



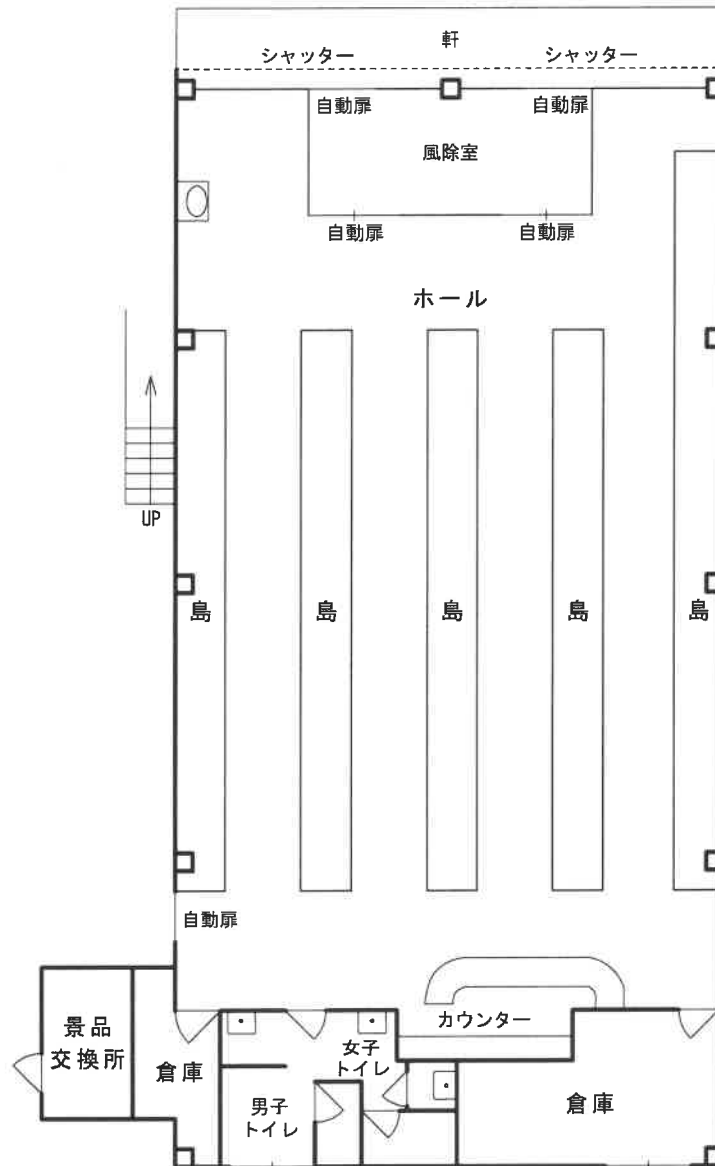
----- 境界不詳部分を示す

建物間取図

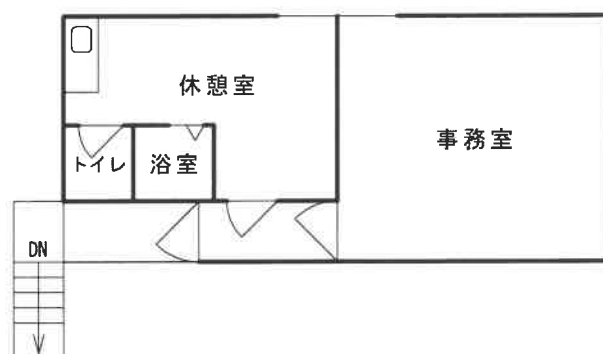
(S≒1/150)

物件 8

家屋番号：3019番2



1 階



2 階